

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	産業政策課	整理番号	1-1-2
許認可等の種類	法定台帳作成期間の延長承認			
根拠法令条例等・条項	商工会議所法第10条第2項			
許認可等の概要	特定商工業者法定台帳の作成期間を延長する場合は、知事が承認する。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令において言い尽くされているため) ○昭和62年5月27日付け62中第122号商工部長通知「商工会議所法に係る権限委任事務の取扱いについて」 天災地変その他の不可抗力により商工会議所成立の日から1年以内に作成することが困難であると認められる場合に限り、必要最小限度の範囲において作成期間の延長を認める。			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	概ね1カ月			
期間の制定根拠	経由期間(地域振興局):2週間、処分庁:2週間			